

第 85 回和光市都市計画審議会

和光都市計画 変更概要

(1) 生産緑地地区の変更 2

○ 生産緑地地区の解除等による地区数及び面積の減少

変更前：148 地区 約 38.04 ha

↓ (地区数：3 地区 増、面積：約 0.19 ha 減)

変更後：151 地区 約 37.85 ha

(2) 特定生産緑地の指定に係る意見聴取 4

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、
特定生産緑地に指定する。

○特定生産緑地指定意向状況

・全体の生産緑地地区： 148地区 626筆 約38.04ha

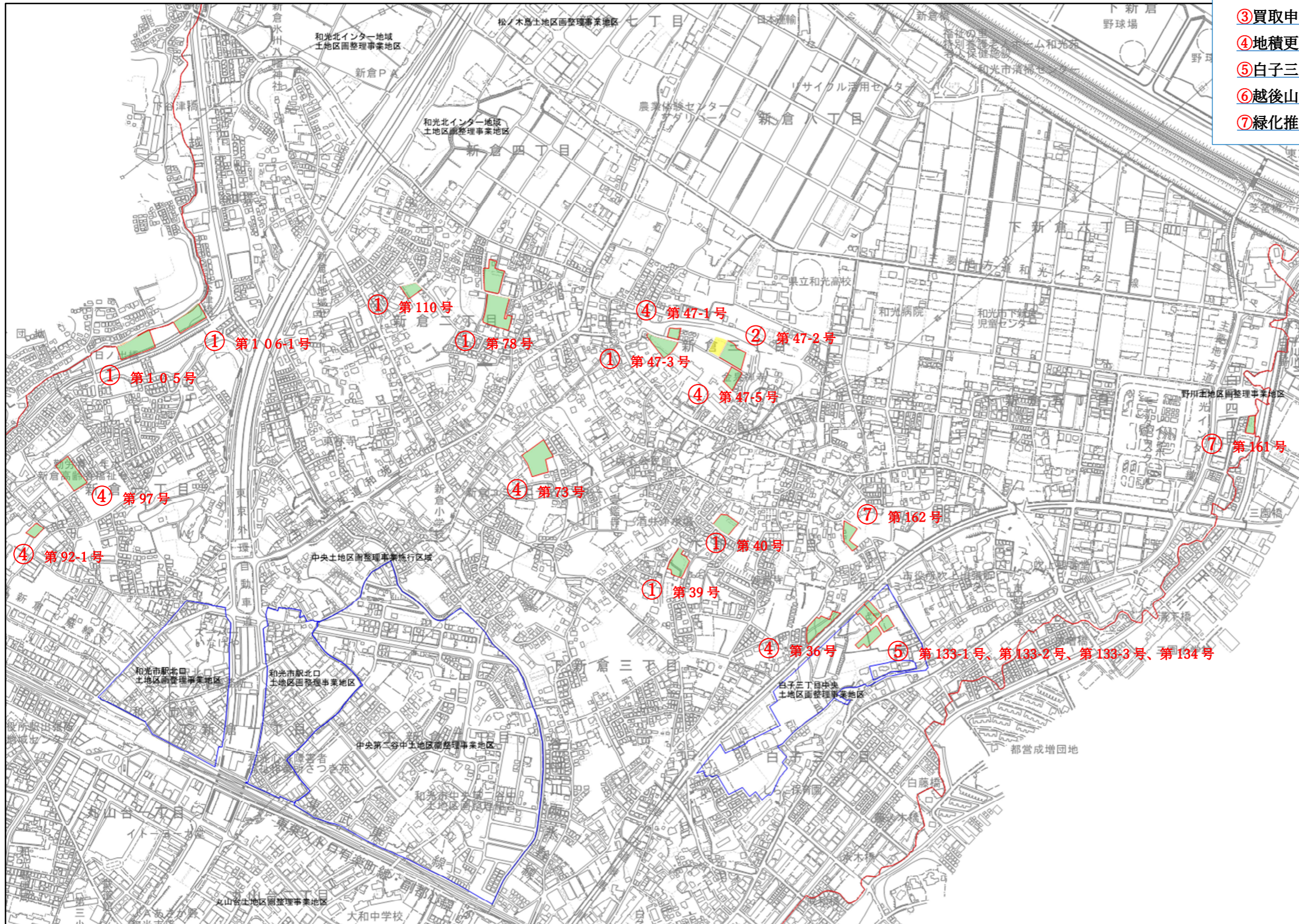
・特定生産緑地指定対象地区： 111地区 454筆 約26.52ha

(平成4年、5年指定生産緑地地区)

・特定生産緑地意向あり： 104地区 417筆 約24.50ha

(1) 生産緑地地区の変更

北側



【変更前の生産緑地地区】

148 地区 約 38.04ha

【変更理由】

- ①地区の一部を道路用地として買収及び寄付受納による
- ②地区の一部を午王山遺跡の保全に伴う買収による
- ③買取申出による行為制限の解除による(北側該当なし)
- ④地積更正による
- ⑤白子三丁目土地区画整理事業の換地処分による
- ⑥越後山土地区画整理事業の換地処分による(北側該当なし)
- ⑦緑化推進のための新規指定による

変更理由①

- 第 39 号 約 0.15ha(区域のみ変更)
- 第 40 号 約 0.16ha(区域のみ変更)
- 第 47-3 号 約 0.18ha→約 0.17ha
- 第 78 号 約 0.54ha→約 0.53ha
- 第 105 号 約 0.28ha→約 0.27ha
- 第 106-1 号 約 0.23ha→約 0.22ha
- 第 110 号 約 0.09ha(区域のみ変更)

変更理由②

- 第 47-2 号 約 0.33ha→約 0.20ha

変更理由④

- 第 36 号 約 0.18ha→約 0.19ha
- 第 47-1 号 約 0.06ha→約 0.05ha
- 第 47-5 号 約 0.10ha→約 0.11ha
- 第 73 号 約 0.29ha→約 0.30ha
- 第 92-1 号 約 0.05ha→約 0.06ha
- 第 97 号 約 0.23ha→約 0.24ha

変更理由⑤

- 第 133 号 約 0.37ha→廃止(第 133-1 号、第 133-2 号、第 133-3 号に分割)
- 第 133-1 号 約 0.09ha
- 第 133-2 号 約 0.11ha
- 第 133-3 号 約 0.07ha
- 第 134 号 約 0.07ha(区域のみ変更)

変更理由⑦

- 第 161 号 約 0.06ha
- 第 162 号 約 0.08ha

(1) 生産緑地地区の変更

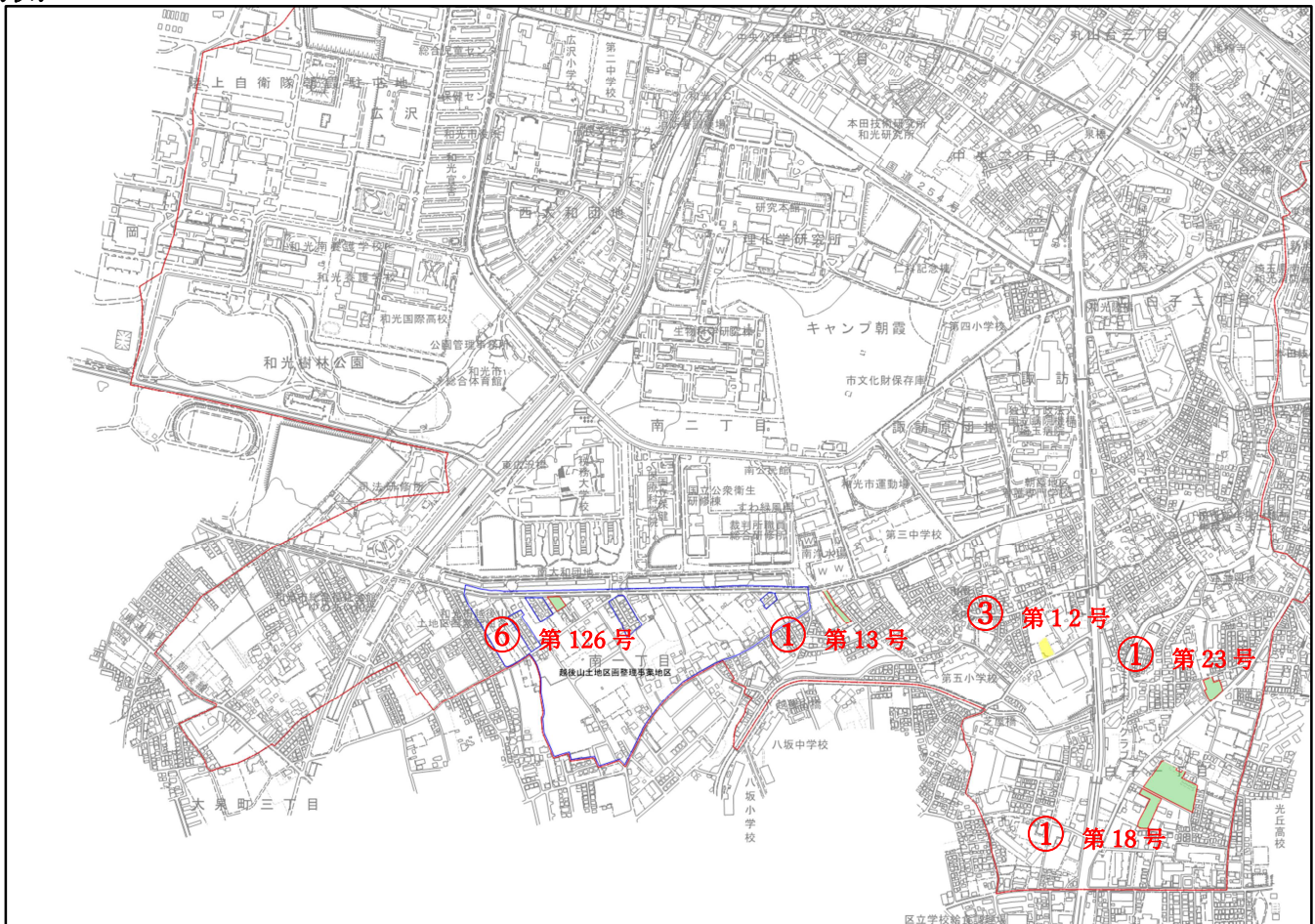
【変更前の生産緑地地区】

148 地区 約 38.04ha

【変更理由】

- ①地区の一部を道路用地として買収及び寄付受納による
- ②地区の一部を午王山遺跡の保全に伴う買収による(南側該当なし)
- ③買取申出による行為制限の解除による
- ④地積更正による(南側該当なし)
- ⑤白子三丁目土地区画整理事業の換地処分による(南側該当なし)
- ⑥越後山土地区画整理事業の換地処分による
- ⑦緑化推進のための新規指定による(南側該当なし)

南側



変更理由①

第13号 約 0.09ha(区域のみ変更)
 第18号 約 0.82ha(区域のみ変更)
 第23号 約 0.12ha(区域のみ変更)

変更理由③

第12号 約 0.10ha→廃止

変更理由⑥

第126号 約 0.07ha(区域のみ変更)

(2) 特定生産緑地の指定に係る意見聴取

特定生産緑地制度について

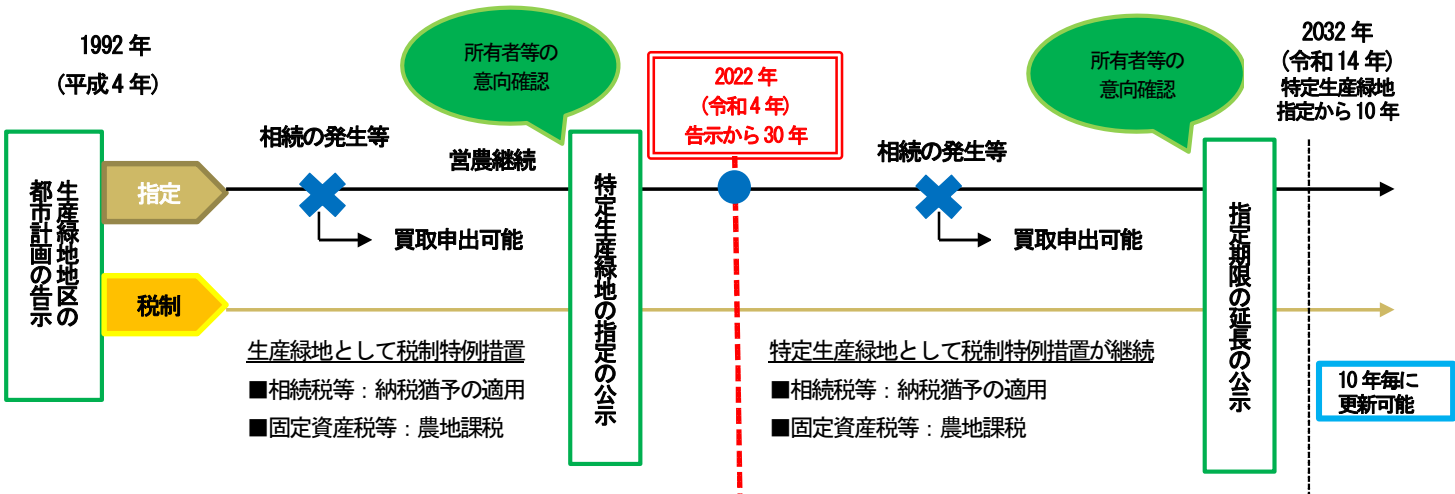
特定生産緑地制度とは、**生産緑地に指定されてから30年が経過する以前に**、土地の所有者等の意向を基に、その周辺の地域における公園、緑地、その他の公共施設の整備状況や、現在の土地利用の状況から判断し、問題がないと考えられる農地について市が指定できるものです。

指定された場合、市に買取申出が可能となる期日が10年間延期され、従来同様の税制措置の維持が可能となります。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができます。

特定生産緑地に、「指定する場合」と、「指定しない場合」の比較について

	特定生産緑地に 指定する 場合	特定生産緑地に 指定しない 場合
固定資産税等	農地課税	宅地並み課税 (5年間の激変緩和措置が適用)
次世代の方の相続税納税猶予	○ 受けられる	× 受けられない
生産緑地(行為制限)	維持される	維持される
買取申出	死亡や故障等の発生により可能	いつでも可能

▼特定生産緑地に**指定する**場合



▼特定生産緑地に**指定しない**場合

